

日立市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日立市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

建築基準法等の改正に伴い、建築物の容積率の特例認定申請手数料の額を定める等のため、本条例を制定するものであります。

日立市手数料条例の一部を改正する条例

日立市手数料条例（昭和46年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表2 建築確認関係の表中第55項を第58項とし、第44項から第54項までを3項ずつ繰り下げ、同表第43項中「一敷地内許可建築物と一の敷地内における」を「公告許可対象区域内における」に、「建築物で」を「建築物の新築又は一敷地内許可建築物についての増築等をする場合の」に改め、同項第1号中「を除く」を「以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物についての増築等をするものに限る」に改め、同項を同表第46項とし、同表第42項中「一敷地内認定建築物と一の敷地内における」を「公告認定対象区域内における」に、「建築物で」を「建築物の新築又は一敷地内認定建築物についての増築等をする場合の」に改め、同項第1号中「を除く」を「以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物についての増築等をするものに限る」に改め、同項を同表第45項とし、同表第41項中「一敷地内認定建築物と一の敷地内における」を「公告認定対象区域内における」に、「建築認定申請」を「新築又は一敷地内認定建築物についての増築等認定申請」に改め、同項第1号中「を除く」を「以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物についての増築等をするものに限る」に改め、同項を同表第44項とし、同表第40項第1号中「既存建築物を除く」を「建築等するものに限る」に改め、同項を同表第43項とし、同表第39項中「建築される」を「建築等する」に改め、同項を同表第42項とし、同表第38項第1号中「既存建築物を除く」を「建築等するものに限る」に改め、同項を

同表第 4 1 項とし、同表第 3 7 項中「建築される」を「建築等する」に改め、同項を同表第 4 0 項とし、同表中第 3 6 項を第 3 9 項とし、第 2 5 項から第 3 5 項までを 3 項ずつ繰り下げ、第 2 4 項を第 2 6 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

2 7 高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	1 件	1 6 0 , 0 0 0
-------------------------------	-----	---------------

別表 2 建築確認関係の表中第 2 3 項を第 2 5 項とし、同表第 2 2 項中「高さの」の次に「適用除外に係る」を加え、同項を同表第 2 4 項とし、同表中第 2 1 項を第 2 2 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

2 3 建築物の高さの特例許可申請手数料	1 件	1 6 0 , 0 0 0
----------------------	-----	---------------

別表 2 建築確認関係の表中第 2 0 項を第 2 1 項とし、第 1 7 項から第 1 9 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 6 項の次に次の 1 項を加える。

1 7 建築物の容積率の特例認定申請手数料	1 件	2 7 , 0 0 0
-----------------------	-----	-------------

別表 5 その他の表第 1 3 項第 1 号ア及びイを次のように改める。

<p>ア 認定の対象が 1 の単位住戸（住宅の部分の一の住戸をいう。以下この項、次項及び第 1 7 項から第 1 9 項までにおいて同じ。）を有する住宅である場合</p> <p>(ア) 住宅について、都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項第 1 号に規定する基準（以下こ</p>		
--	--	--

の項及び次項において「誘導すべき基準」という。)に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から第20項までにおいて「省令」という。)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準(以下この項、次項、第17項及び第18項において「性能基準」という。)

による場合

a	単位住戸の床面積が200	1件	28,000
---	--------------	----	--------

平方メートル未満のとき

b	単位住戸の床面積が200	1件	32,000
---	--------------	----	--------

平方メートル以上のとき

(イ) 住宅について、誘導すべき基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この項、次項、第17項及び第18項において「誘導仕様基準」という。)による場合

a	単位住戸の床面積が200平方メートル未満のとき	1件	15,000
b	単位住戸の床面積が200平方メートル以上のとき	1件	16,000
イ	認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合		
(ア)	住宅について、誘導すべき基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合		
a	住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	57,000
b	住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1件	96,000
c	住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1件	163,000
d	住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1件	234,000
(イ)	住宅について、誘導すべき基準に適合しているかどうかの基準		

が、誘導仕様基準による場合		
a 住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	27,000
b 住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1件	47,000
c 住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1件	86,000
d 住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1件	130,000

別表5 その他の表第13項第1号ウ(ア)中「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する基準（以下この項及び次項において「誘導すべき基準」という。）」を「誘導すべき基準」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から第20項までにおいて「省令」という。）第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準（以下この項から第16項まで、第19項及び第20項）を「省令第10条第1号ただし書に定める方法又は同号イ(1)及びロ(1)に定める基準（以下この項、次項、第17項及び第18項）に、「建築物エネルギー消費性能基準」を「誘導基準」に改め、同号ウ(イ)中「省令

第1条第1項第1号ロに定める基準（以下この項から第16項まで、第19項及び第20項）を「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準（以下この項、次項、第17項及び第18項）に、「建築物エネルギー消費性能基準」を「誘導基準」に改め、同号エ中「（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）」を削り、「イの規定」を「ア又はイの規定」に改め、同表第14項第1号ア及びイを次のように改める。

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合		
(ア) 住宅について、誘導すべき基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合		
a 単位住戸の床面積が200平方メートル未満のとき	1件	14,000
b 単位住戸の床面積が200平方メートル以上のとき	1件	16,000
(イ) 住宅について、誘導すべき基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合		
a 単位住戸の床面積が200平方メートル未満のとき	1件	7,000
b 単位住戸の床面積が200平方メートル以上のとき	1件	8,000

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合		
(ア) 住宅について、誘導すべき基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合		
a 住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	29,000
b 住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1件	48,000
c 住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1件	82,000
d 住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1件	117,000
(イ) 住宅について、誘導すべき基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合		
a 住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	14,000
b 住宅の床面積の合計が300	1件	24,000

平方メートル以上 2, 000		
平方メートル未満のとき		
c 住宅の床面積の合計が	1 件	43, 000
2, 000 平方メートル以上		
5, 000 平方メートル未満の		
とき		
d 住宅の床面積の合計が	1 件	65, 000
5, 000 平方メートル以上の		
とき		

別表 5 その他の表第 14 項第 1 号ウ(ア)中「省令第 1 条第 1 項第 1 号ただし書」を「省令第 10 条第 1 号ただし書」に、「建築物エネルギー消費性能基準」を「誘導基準」に改め、同号ウ(イ)中「建築物エネルギー消費性能基準」を「誘導基準」に改め、同号エ中「(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)」を削り、「イの規定」を「ア又はイの規定」に改め、同表第 15 項第 1 号ア中「建築物エネルギー消費性能基準における標準入力法・主要室入力法」を「同号イに定める基準(以下この項、次項、第 19 項及び第 20 項において「建築物エネルギー消費性能基準における標準入力法・主要室入力法」という。)」に改め、同号イ中「建築物エネルギー消費性能基準におけるモデル建物法」を「省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準(以下この項、次項、第 19 項及び第 20 項において「建築物エネルギー消費性能基準におけるモデル建物法」という。)」に改め、同表第 17 項第 1 号アを次のように改める。

ア	認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合		
(ア)	住宅について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合		
a	単位住戸の床面積が200平方メートル未満のとき	1件	28,000
b	単位住戸の床面積が200平方メートル以上のとき	1件	32,000
(イ)	住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合		
a	単位住戸の床面積が200平方メートル未満のとき	1件	15,000
b	単位住戸の床面積が200平方メートル以上のとき	1件	16,000

別表5その他の表第17項第1号中イ及びウを削り、アの次に次のように加える。

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合

(ア) 住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合

a 申請に係る住宅の床面積の合計（誘導設計一次エネルギー消費量を省令第13条第3項第2号の数値とした住宅にあつては、住宅のうち共用部分を除いた単位住戸の総数の床面積の合計。以下この項において同じ。）が300平方メートル未満のとき	1件	57,000
b 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1件	96,000
c 申請に係る住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1件	163,000
d 申請に係る住宅の床面積の	1件	234,000

合計が5,000平方メートル 以上のとき		
(イ) 住宅について、誘導基準に適合 しているかどうかの基準が、誘導 仕様基準による場合		
a 申請に係る住宅の床面積の 合計が300平方メートル未満 のとき	1件	27,000
b 申請に係る住宅の床面積の 合計が300平方メートル 以上2,000平方メートル 未満のとき	1件	47,000
c 申請に係る住宅の床面積の 合計が2,000平方メートル 以上5,000平方メートル 未満のとき	1件	86,000
d 申請に係る住宅の床面積の 合計が5,000平方メートル 以上のとき	1件	130,000

別表5 その他の表第17項第1号エ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）」を「誘導基準」に、「省令第10条第1号ただし書に定める方

法又は同号イ(1)及びロ(1)に定める基準（以下この項及び次項において「誘導基準における標準入力法・主要室入力法」という。）を「誘導基準における標準入力法・主要室入力法」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準（以下この項及び次項において「誘導基準におけるモデル建物法」という。）を「誘導基準におけるモデル建物法」に改め、同号オを同号エとし、同号カ中「ウの規定」を「ア又はイの規定」に、「エ又はオの規定」を「ウ又はエの規定」に改め、同号カを同号オとし、同表第18項第1号アを次のように改める。

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合		
(ア) 住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合		
a 単位住戸の床面積が200平方メートル未満のとき	1件	14,000
b 単位住戸の床面積が200平方メートル以上のとき	1件	16,000
(イ) 住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合		
a 単位住戸の床面積が200平方メートル未満のとき	1件	7,000

b 単位住戸の床面積が200平方メートル以上のとき	1件	8,000
---------------------------	----	-------

別表5 その他の表第18項第1号中イ及びウを削り、アの次に次のように加える。

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合		
(ア) 住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合		
a 申請に係る住宅の床面積の合計（誘導設計一次エネルギー消費量を省令第13条第3項第2号の数値とした住宅にあっては、住宅のうち共用部分を除いた単位住戸の総数の床面積の合計。以下この項において同じ。）が300平方メートル未満のとき	1件	29,000
b 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1件	48,000
c 申請に係る住宅の床面積の	1件	82,000

合計が 2, 000 平方メートル 以上 5, 000 平方メートル 未満のとき		
d 申請に係る住宅の床面積の合 計が 5, 000 平方メートル 以上のとき	1 件	117, 000
(イ) 住宅について、誘導基準に適合 しているかどうかの基準が、誘導 仕様基準による場合		
a 申請に係る住宅の床面積の 合計が 300 平方メートル未満 のとき	1 件	14, 000
b 申請に係る住宅の床面積の 合計が 300 平方メートル 以上 2, 000 平方メートル 未満のとき	1 件	24, 000
c 申請に係る住宅の床面積の 合計が 2, 000 平方メートル 以上 5, 000 平方メートル 未満のとき	1 件	43, 000
d 申請に係る住宅の床面積の 合計が 5, 000 平方メートル 以上のとき	1 件	65, 000

別表 5 その他の表第 18 項第 1 号エを同号ウとし、同号オを同号エとし、同号カ中「ウの規定」を「ア又はイの規定」に、「エ又はオの規定」を「ウ又はエの規定」に改め、同号カを同号オとし、同表第 19 項第 7 号中「(3)又は(4)の規定」を「(1)、(2)、(3)又は(4)の規定」に改め、同表（注）を次のように改める。

（注） 長期優良住宅建築等計画認定申請が、同一の住宅に関し同時に数件行われる場合にあつては、当該数件の申請につき 1 件の申請とみなす。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

1 建築確認関係の申請手数料の額を次のとおり定めることとした。

(1) 建築物の容積率の特例認定申請手数料 27,000円

(2) 建築物の高さの特例許可申請手数料 160,000円

※ 建築物に省エネ設備等を設置する場合の特例

2 一団地の総合的設計制度等を活用した建築物の建築（新築・増築・改築・移転）に係る特例許可等の対象行為に大規模修繕等を追加することとした。

※ 一団地の総合的設計制度

2以上の敷地により形成されている一団地内に、1又は2以上の建築物を建築等する場合に、防火上、衛生上支障がないと特定行政庁が認めるものについて、接道義務等の規定を、同一敷地内にあるものとみなして適用する制度

3 戸建住宅及び共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定等について、誘導仕様基準による申請手数料の額を定めることとした。

※ 誘導仕様基準

性能基準（計算による評価・判定）と比較して、より簡易な方法で省エネ性能を評価・判定することができる基準

低炭素建築物新築等計画認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定等申請手数料

区分		延べ面積 (㎡)	手数料 (円)	
			認定	変更認定
戸建住宅	性能基準	～ 200 未満	28,000	14,000
		200 ～	32,000	16,000
	<u>誘導仕様基準</u>	～ <u>200 未満</u>	<u>15,000</u>	<u>7,000</u>
		<u>200</u> ～	<u>16,000</u>	<u>8,000</u>
共同住宅等	性能基準	～ 300 未満	57,000	29,000
		300 ～ 2,000 未満	96,000	48,000
		2,000 ～ 5,000 未満	163,000	82,000
		5,000 ～	234,000	117,000
	<u>誘導仕様基準</u>	～ <u>300 未満</u>	<u>27,000</u>	<u>14,000</u>
		<u>300</u> ～ <u>2,000 未満</u>	<u>47,000</u>	<u>24,000</u>
		<u>2,000</u> ～ <u>5,000 未満</u>	<u>86,000</u>	<u>43,000</u>
		<u>5,000</u> ～	<u>130,000</u>	<u>65,000</u>

※ 下線部分が新たに追加となった箇所